

人格権説

- ヒト組織は人体から分離しても「物」になるわけではなく、所有権は成立しないとする。
- ただし、ヒト組織には「人格権」が及んでいるものとされ、「人格権」の効果として提供者は自らの組織・細胞を研究目的に提供できる。
- 「人格権」の内容は一般に不明確であり、この見解に立った場合の法律関係は判然としないが、研究目的に提供された場合は、提供者の明示の同意がある範囲でのみ研究者等が利用できることになるか。

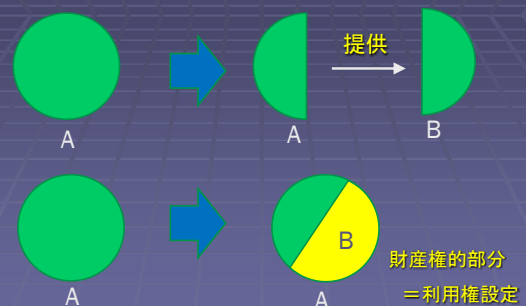
複合権利説

- 1つのヒト組織に対して、所有権と人格権の両者が成立すると考える見解。
- 理論的には、所有権（財産権）と人格権が別個に併存するとの考え方と、財産権・人格権いずれの性質をも反映した1つの融合的権利のみが成立するとの考え方の2種が存在する。
- この見解に立った場合、「複合権利」の内容をどのように理解するかによって結論は大きく異なる。

複合権利説に類似する法律関係

- 複合権利説に類似する法律関係は、既存の法分野に具体例が存在する。
- 広義の著作権は、著作者人格権と著作財産権（著作権）に分かれ、後者のみが他者に譲渡できている。〔財産権・人格権の併存〕
- パブリシティ権は、単一の権利の中に財産権的性質と人格権的性質の両側面があると言われることがある。（ただし異説もある）

複合権利説のイメージ



どのような問題に影響するか

- ① 研究者のもとにあったヒト組織が不法に持ち出された場合、研究者から返還請求をなすうか。
【物権的請求権】
- ② 研究者はヒト組織を譲渡できるか。研究機関の債権者はヒト組織の差押えができるか。
- ③ 研究者が不当な使用を行った場合に、提供者が利用差止めや損害賠償を請求できるか。
- ④ ヒト組織が第三者に譲渡された場合、提供者が付した利用目的制限などが第三者にも効力を及ぼすか。

複合権利説の根拠

- 複合権利説は、ドイツにおいて採用されている。
- ドイツでは、ヒト組織に関し、人格権的な保護が必要であると同時に、一種の「物」としての保護も必要になるとの考えから、2つの法律関係を同時に成立させることが望ましいと考えられている。
- 特に、複数の研究機関でヒト試料の譲渡等が活発になされるようになると、通常の物品の取引と同じく研究機関間の取引保護の要請が強まることになり、「物」に関する民事法規範を適用すべき場面が増加する。